

[報告 4]

セクシュアリティ概念を導入した教育分析について
広瀬裕子

はじめに

社会科学的な観点から教育とセクシュアリティというテーマはあまり無かつのではないかと思います。昨年、日英でもジェンダーをテーマにしてみたいと言う話が出され、企画の打診を受けました。このフォーラムがジェンダーをテーマにするのは初めてということなので、基本的な所に焦点を当てる形で始めることが必要だと思われませんが、今回のシンポジウムはもう少し欲張っています。表題をご覧になっていただければおわかりになる通り、ジェンダーにとどまらず射程を広げてセクシュアリティに焦点をあてています。教育とジェンダーというテーマ設定は最近少しずつ見られるようになってきていても、やはりセクシュアリティに焦点を当てるのはまだ余り多くないと思います。今日は、ジェンダーという概念にそれほど馴染みのないという方も少なくないという前提でしかし最新の動向も射程に入れて話をしたいと思います。

ジェンダーとセクシュアリティ

ジェンダーとセクシュアリティの違いを一言で言うのは難しいのですが、あえて単純化して言いますと、ジェンダーは男女を対にした二元的概念として使うことが基本で、セクシュアリティは多元的概念だという点です。また、ジェンダーはリブ、フェミニズムが性差別の基盤として性別役割分業を発見し、そのシステムの特徴を描く時に威力を発揮した概念ですから、基本的に男女間のアンバランスな権力性という問題意識を含意しています。今日、レオナルドさんがお話下さったことから、それは伺えたと思います。

ただ、近ごろは、必ずしも男女間のアンバランスな権力関係を大前提にしないでこの二元的仕組みを眺むと言うスタンスも増えてきています。この概念が性別役割分業の問題性をまずは基本的な出発点としている点は確認しなければなりません、事実、性別役割分業は必ずしも男にとって望ましい結果のみをもたらしているわけではありませんし、その分業から生じる不利益や問題を抱えているのは女の側に限ったことでは有りません。どういう局面をもって不当性、問題性と言うかも状況と時の変化で変わります。ですから、問題を認識する枠組みを柔軟にするために予断のない形で性別役割分業を分析することは確かに必要なことではあります。

一方セクシュアリティは、ジェンダーの形に全く対応はしないわけではないにしても、男女というジェンダーに一一対応するわけでもありません。この概念をあまり狭く捕らえてしまうとこの概念が提起する問題がなかなか見えにくくなってしまっているので、私はこれは分かりやすくいえば喜怒哀

哀楽のことだということにしています。何を喜び何を悲しみ、何に快感を感じ何に不快感を感じるか、何を好み何を嫌うかなどなどの人々の行動を左右する、ものの考え方、感じ方、価値観のことです。これらは男女の人間関係にも関わりますが、その枠だけで理解できるものでもありません。人によって似たような状況に置かれていても、心地良いと思うひともいれば不快に思うひともいるように、また女は女でみな同じ考え方感じ方をするわけではなく、男は男でみな同じ考え方感じ方をするわけではないからです。

ジェンダーと言う概念とセクシュアリティと言う概念の両方を使ってものを説明する一つの例を御紹介したいと思います。両者の違いが若干分かるかも知れません。ジェンダー概念が発見した性別役割分業についてです。この分業がなぜ問題性だとされるのかというと、市場のルールから言えば不当としか言い様のない巨大なスケールでの女性の不払い労働が前提とされていたこと(今は政府ですら先頭になって性別役割分業の見直しを言っています)、またその分業が想定している生き方のステレオタイプが取り分け女性の生き方の選択肢を極端に狭めていたこと、さらに今はその形の分業が社会の足枷にすらなっていることなどが理由です。これらはジェンダー概念で導き出せます。けれども例えば不払い労働を課された専業主婦がみな憤慨しているわけではありません。一方では嬉々としてやっている女性も沢山いるわけです。嬉々としてやっている人に対しては、嬉しいわけがないと言ってみたとこで、社会的な問題意識が希薄だと言ってみたとこで、当人のそういう気持ちの存在を否定しようはありませんし、なおさらそういう気持ちを見做して事態を把握できるわけでもありません。あるいはこのシステムは資本制の経済に貢献しましたから資本家たちに強制されて専業主婦をしていたのかということもそういうわけでもないでしょう。不正義、不当、非合法、強制といった用語だけでは、この不当な制度がどうしてこれだけ大掛かりに存続してきたのか説明できないのです。

ここで一つヒントとなるのは、この分業の形成が恋愛結婚の普及とセットであったという歴史です。結婚後の男女のそれぞれの役割は愛情表現であるという意味付けがされるわけです。取り分け「私」領域に配当された女性のジェンダー役割はそうでした。恋愛結婚の普及で愛情豊かな生活をおくることは誰もが求めるべき良いことだとされるようになりましたから、あの経済的に見ればその不当性は拭いようもない性別役割分業がこの愛情表現として自発的に担保されたわけです。どういふ事柄を幸福と感じ快感に思うかということとその逆、そういう喜怒哀楽つまりはセクシュアリティというファクターを介在させて始めてこのシステムの存続は説明できます。

ジェンダー概念の限界と新しい問題

ジェンダーとセクシュアリティはしかし必ずしも協力関係にある概念でもありません。ポルノグラフィ批評や売買春問題を論じていたジェンダー論の枠組みは、セクシュアリティに焦点がシフトした形のいくつかの問題提起に対処できません。例えばポルノグラフィに欲情する女性を説明

できませんし(そういう女性をもともと想定していなかったといってもよいかも知れません)、彼女たちの発言を不可視化してしまいます。また、セックスワーカーの労働条件改善要求という昨今の流れを十分に整合的に把握することもできません。

幸福、快感の感じ方不快感の感じ方は多様ですから、セクシュアリティを扱う場合の難しさもそこにあります。例えば大学も含めて全国の職場で指針作りや対応に追われているセクシュアル・ハラスメント、この問題が難しいのもセクシュアリティを正面から扱うからです。御存じのようにセクハラの有無の判断はあくまで被害者がどのように感じたかを基準にします。ですから加害者とされる人がいくら自分にはそのような意図はなかったと言ってもセクハラがなかったことの原因、言い訳にはなりません。人と状況によって同じ行為でも判断が変わりうる大変流動的な定義ですが、流動性による若干の混乱よりも被害者のセクシュアリティ救済を重視する判断が背景にあるわけです。

同様に考えて、自分は相手に好意をもっていても相手もそうだとはいえないという辺りは特に説明は要しないと思います。さらに女なら男に、男なら女に恋愛感情を抱くはずであると言う二元論的な枠組みも、セクシュアリティに正面から向き合うと単純すぎる枠組みになります。例の性別役割分業は、しかし男女間の相互的な恋愛感情のみを前提にしている仕組みで、それ以外は想定していません。男性を愛する女性と女性を愛する男性がお互いに愛し合って家族を形成すると言うシナリオです。恋愛をして結婚をして一人前扱いされるというイニシエーションの目安にもされてきましたし、こうして形成される家族、そこに所属する個々人、そこを足場に学校との関係して社会の構成員を育成する、そうやって排出された人材もやがては恋愛結婚をして家族を形成し、片や家事労働に従事し、片や家族をベースにする労働者として働きというつながりです。社会は隅々までこの仕組みをベースにしていたから、それ以外のセクシュアリティを持つ人をこの社会はオフィシャルには想定していなかったということです。

恋愛感情は女は必ず男を恋愛対象とし、男は必ず女を恋愛対象とするという相互的なも二元的関係として理解してすまされません。恋愛感情のもち方、自分自身の欲情のさせ方も多様です。異性愛者がなぜ自分は女/男が好きかなど考えたこともないと言うのと同じように、自分は気がついたら同性が好きだったと同性愛者は言います。私は大学でセクシュアリティをテーマにした授業をしています。そこでは欲情の対象は異性に限ったことでも人間に限ったことでもないというように言っています。(もちろんそれらの中のどれかを社会が真つ当とし、それ以外のものを真つ当でないとすることはありますが、それはまた別の問題です。)今日はそれほどの大風呂敷を広げるのは自粛しますが、しかしはじめに私が申し上げたように、二元的なジェンダーに対してセクシュアリティは多元的な特徴を持っています。恋愛感情の多様な形に今日は触れませんが、少なくとも同性に恋愛感情をもつ同性愛は、日本でもしだいに公的な領域で議論されるようになっていきます。

学校教育とセクシュアリティ: 性的マイノリティ

1990年の2月に起こった同性愛者差別事件を御存じでしょうか。東京都の社会教育施設で起こった事件で翌年東京都、実質的には都の教育委員会が被告となり裁判が始まります。事件の概要を簡単に説明しますと、動くゲイとレスビアンの会（アカー）という同性愛者の団体が東京都府中青年の家で合宿利用中に、他団体による差別・嫌がらせを受けたところから事件が始まります。アカーは青年の家に対して嫌がらせに対処してほしいと申し入れますが、それに対して「青年の家」所長は、「都民のコンセンサスを得られていない同性愛者の施設利用は今後お断りする」という決定をします。さらに東京都教育委員会（石川忠雄委員長）は同年4月、「男女は別室に泊まらなければならない」という慣例（男女別室ルール）を理由に同性愛者の宿泊利用を拒否したというものです。これは判決が確定した裁判ですから結果を御存じの方も多いとは思いますが、もしも御存じでない方がおられましたら、ちょっと予想してみてください。この裁判、いったいどちらが勝ったのだろうか。約3年間の審議の末、1994年3月に第1審判決が出ます。アカー側が完全勝訴でした。都が控訴し、その二審の判決が1997年9月に出されます。これもアカー側の勝訴です。ここで都が上告を断念しましたからアカー勝訴で確定しました。

日本最初の同性愛差別裁判は教育の場で提起され、被害者が勝訴しているということです。社会教育の場に限らず学校教育の場でも最近、子供のセクシュアリティを人権と言う観点から尊重しなければならないとする流れになっています。セクシュアリティに関しては同性愛か異性愛かといったセクシュアル・オリエンテーションだけでなく、これも最近社会的に注目されはじめていますが自分に付与された性別に著しい精神的な苦痛を感じる性同一性障害の子供、インターセックス、半陰陽とも言われますが、身体が明確に男性か女性か判断しにくいそういう子供たちなども今まで目を向けられてきませんでした。きちんとした統計があるのではないのですが、推計の数字を御紹介しますと、同性愛者は全人口の数%、例えば3%という数字だったりもう少し大きい数字が使われ対することもあります。性同一性障害は、成人男性で24000～37000人にひとり、成人女性で103000～150000人にひとりという報告があります。インターセックスは全新生児の約1%で、性判定の判別ができない曖昧な場合は1500人にひとりという数字があります。今までは、公教育の中でそういう子どもたちの存在は無視されたり、異常扱いして済ませられていたわけです。しかし最近少なくとも学校教育の場では多様なセクシュアリティの子供の存在を認識しようという流れがはじめています。さらに付け加えますならば、公教育の場でセクシュアリティを尊重されなければならないのは子供だけではなく教職員とでも同様です。このように公教育の中で性的マイノリティといわれる人々に対する差別を認識して問題化するのが、教育学研究にセクシュアリティと言う概念を導入する意味の一つです。この目的は、教育とセクシュアリティをテーマにする場合、まっ先に想定されるものです。取り分け性教育に取り組み、関心を持つ教師の間では長年の反省も含めて問題の明確化と情報交換が始まっています。

最近は、性教育をセクシュアリティの教育だという言い方をします。それは単に身体の構造や第二次性徴の特徴を教えるのではなく、ジェンダーの問題に敏感になり、セクシュアリティを人々のパーソナリティや人間関係の中核にあるものだとして尊重するというを目的とする教育です。人によっては人権教育だという言い方もされます。現在の日本の学校教育では性教育は全教科を通じて全学年を通じて教えるという方式をとっています。ですから、どの教科の教師もどの学年を担当する教師も自分の持ち分で性教育をしていなければならないのですが、残念ながらそれだけの力量を持った教師は大変少ないのが現状で、教員養成のプロセスでもその力量をつけるチャンスはほとんど考慮されていません。しかしこの点は、今日は触れないことにします。

学校教育とセクシュアリティ: 社会政策としての性教育

しかし今日は、これとは別の、もう少し別の角度から性教育にアプローチしてみたいと思います。教育政策からの側面です。教育政策は必ずセクシュアリティ(すなわち私が言うところの喜怒哀楽、あるいは価値観、認識方法、行動パターンということですが)を念頭に置いています。こういう言い方はあまりピンとこないかも知れませんが、現に存在している行動主体を想定した形でしか政策は提起できないという意味と、社会を維持する行動主体の積極的な育成も不可欠な政策項目であるという両方の意味です。社会の構成員の喜怒哀楽の仕方を知らずに有効な政策はたてられませんし、また社会の安定を維持するためにはその構成員がある程度満足しながらまた納得しながら生活する必要があるわけで、その条件整備と方向付けも社会政策の重要な項目です。

とくに社会の変化が激しかったり、不安定な時には後者すなわち、人々になんらかの指針を提示したり社会人として望ましい資質を描いたりということが行われます。1951年に天野貞祐文相が国民実践要綱を出し、1966年の中央教育審議会答申が別記で「期待される人間像」を出しました。戦後日本では戦前の修身を連想させるためにこの領域は一種のタブーになっていたこともあり、これらは復古的政治的な性格が濃厚だとして大いに批判されました。しかしちょっと別の見方をしてみます。戦前の教育勅語が廃止されたものの新たな価値判断の指針を持ち得ない多くの人々を天野が憂えたというのも嘘ではないと思いますし、高度経済が進行し地域社会の構造が変化する中で、新たな生き方の指針を提示しようとした政策は目のつけ所としては凶星です。

提示された内容や出し方の問題は大きに議論し、批判すべきですが、そういうものに関心を持ったことそのものを非とってしまうのは、ちょっと違うと思っています。ひとまとまりの社会があるということは必ず価値観の体系があるということだからです。政策が積極的に人々の価値観の領域に関与しない姿勢というのもありますが、それはその形の方が結果として好ましい、好都合であるという判断の表明であるわけで、決して政策が人々の価値観に無関心だということではないはずです。ですからその形がうまく機能しないような事態にあっては、政策の構えが変わることは十分あり得るわけです。

それ以後、文部省主導で価値観の教育が大きく提起されることはしばらくの間見られなくなりま
す。けれど人権教育と言ひ、男女平等教育と言ひ、セクシュアリティの教育と言ひ、これらは立派
に価値観に関わる教育です。必ずしも復古的、抑圧的なニュアンスを持ったものばかりが政府によ
るプランではありません。内容がどう変わろうが、社会の発展維持を担うための「望ましい」構成
員を育成するという目的は同じです。

端的な例としてのイギリスにおける性教育政策

このような観点から性教育をみてみた場合、私の興味を引いたのがイギリスです。イングランド
とウェールズでは1994年からすべての中等学校で性教育が義務必修化されました。1980年代に始
まる保守党による大掛かりな教育改革の一貫ですが、少し経緯を遡ってみますと、1970年代に学
校における性教育の実施が提起されはじめるのが直接の出発点でした。リベラルなグループだけで
なく政府もです。民間にあつて性教育を推進していた家族計画協会が政府を支援する形で学校にお
ける性教育の制度化が進みます。政府としては、“Permissive society” といわれて問題化された
1960年代の負の遺産に対処する必要がありましたし、国内外の人口政策の必要と相まって、性教
育政策に本腰が入っていくわけです。当時、そしてそれ以後を通じて目立って反対するのは極保守
的な層だけだったと言ってもよいと思います。

最終的には義務必修化という大掛かりな政策を決断する程、イギリスでは家族や性を巡る社会的
問題は深刻に認識されていたということだと思います。自由を自律的に生きることができる人ばか
りでなく、自由な風潮に翻弄される人も少なくなく、そこから生ずる問題はリベラルな人々の間
でも無視できなくなってきました。この性教育義務必修化は、公教育が社会の構成員を育成する上でセ
クシュアリティが看過できないということを端的に示した例であると思っています。現在このカリ
キュラムの下では、長期的安定的な家族関係を重視することを基本に、多様な家族形態を前提に子
供たちに必要な情報や知識を提供するという方針で授業が行われています。

しかしなぜ、社会を安定させる人材育成が性交、避妊等々というセクシュアリティ項目を中心と
した性教育に繋がるのか、まだ今一つ解せない方もいらっしゃるかも知れません。それは実は、近
代がロマンス革命を経て形成された社会で、セクシュアリティの充足が、「真っ当な」人生を送る
上で人々の権利であると同時に課題にされているからなのです。つまり近代社会の構成員はもとも
とセクシュアルな人間として想定されていて、そのエネルギーをコントロールしながらでないとい
この社会は形を持ってない、制御できないからなのです。公私の領域分けや恋愛結婚制度もそのための
装置ですが、このテーマは、残念ですが、別の機会を期したいと思います。

[質議と討論]

鈴木：ここからは自由に質議と討論を行う。

佐久間：現在、イクスクルージョンに関心がある。そこでレナードさんにお聞きしたい。退学者の場合は復学するまで家庭教育になるため、復学しても勉強についていけなくなって結局学校をやめてしまうという問題があるらしい。退学者と不登校の子供について、エスニシティ別のデータがあるのか、また特徴があるのかどうか。

レナード：この質問は私の守備範囲ではないが、解る限りのところで答えよう。イクスクルージョンは、学校でそれが行われる理由や手法が多様なのでなかなか把握できない。法律上は3日以上以上の停学が報告されることになっているので、それ以外の実態はわからないという問題がある。一番問題になっているのはアフリカン・カリビアンの子供である。一度停学にあうと学校に拒否されたと深刻に思うところが問題である。白人男子は一度くらい停学になっても気にしないのだが。次に問題となるのはアフリカン・カリビアンの子供だが、それは彼女達を取り巻く暴力に対する文化という問題が絡んでいる。

統計は公開されている。この問題に一番詳しいのは私の同僚のデビッド・ギルボーンらであろう。彼等の調査によれば、難しいのはエスニシティによって傾向が違うということだ。一番うまくいっているのは南アジア出身の人々だろう。付け加えるならば、エスニシティの問題と加えて、男女別、階級別といった背景を含めて考える必要がある。それによって異なるパターンがあることが解るだろう。

安田：レナードさんに質問がある。日本では、離婚家庭が増えているが、そう言う場合、学校で性教育をしようとするとなかなかうまくいかない。イギリスではどうだろうか。

レナード：確かにイギリスでも離婚家庭は増えている。両親ともいない場合には施設に送られるが、里親制度もある。性教育にとって問題は父親不在ということである。再婚したばかりの夫婦の方が良い影響を与えるかもしれない。それよりも経済的な支援がないということが問題だろう。とくに母子家庭の場合、再婚もできない。義理という関係も難しいかもしれない。しかしながら母子家庭という問題は、私は個人的には性教育上、それが問題とは思わない。

ライス：付け加えると、両親が目の前にいる場合は子供は性について話すことはあまりない。だいたい母親が娘に、父親が息子に伝えるという形で性教育が行われている。

レナード：シングルマザーについて、経済的問題を指摘したが、多くの場合それは父親が逃げていることが問題なのだ。彼等は子供にも会わないし経済的援助もしないのだ。彼等は責任を果たすべきだ。

広瀬：性教育と片親家庭に関わったの論議を紹介したい。シングルマザーなどの話は、性教育は女性がすべきだというように問題が把握されてしまうという問題がある。幼稚園や小学校で身近な大人が女性ばかりということから、父親不在あるいは男性不在、男性と接する経験のない子供達が多いということが問題となっている。小学校で男子教師を増やそうとしても女の子がどう対処して

良いか解らず、泣き出すという事態も起っているし、男の子にとってのロールモデルができないということの問題視する人もいる。

安田：私が聞きたかったのは、中学校で親を亡くした場合、性教育をしにくいということで、イギリスはどうかということですか。

ライス：学校によって、あるいは学校内部で様々なので、一般化できないのだが、この年令の場合は生物学的な知識のみを教えることが多い。英語の教師にも上手い人と下手な人がいるように、人間関係について多くを教えられる経験豊かな人がいて、この問題を討論できれば良いのだが。誰が性教育をやるのかというのが問題なのだ。

バレストレイリー：筑波大のものです。私の専門は英文学とジェンダーです。ライスさんに。ライスさんは性教育に対するリベラルと保守の立場の違いを明確にされたと思うし、ライスさんの報告はリベラルなものだと思う。私の質問は、今の傾向として一番支配している影響力は誰によって行使されているのか、たとえば、政党なのかどうかということだ。

ライス：御存知のように過去17年間保守党が政権にあったし、97年からの労働党は、先の総選挙で勝利したので二期めに入っている。労働党が政権に復帰した時に性教育に関わっていた多くのものが期待をしたが、実際には大きな変化はなかった。私はリベラルと保守という言葉を使ったし、私をリベラルとってくれたが、ある人は私を保守派と見るだろう。状況は非常に複雑になっており、一般化は難しい。断片化や多様化が非常に進んでいる。歴史はよくわからないので間違っているかもしれないが、性教育を巡って、何を持ってリベラルと見なすか非常に困難になってきたので、そういう意味では過去のほうが単純だったようだ。

レナード：言語と文化の違いがあるかもしれないが、広瀬さんと私の性教育の強制を巡る評価が全く異なることが解る。広瀬さんは肯定的な評価をくだしているように見えるが、私からすればこれは社会統制の手段として機能しているように見える。たとえば、内容についても細かな規定があるし、とくに同性愛について教えることは禁止している。また、いちいち学校管理団体に許可を受けなければならないというものだ。これは裏からいえばリベラルな教師に自由に性教育をさせないということになるからだ。労働党政府はかなり多くの変化をもたらしたが、今回の法制化については論議が分かれるだろう。

広瀬：私は積極的に肯定はしていない。典型的に統制と見ているという主旨だったので、多分レナードさんの意見とはそれほど違わないと思う。ただそれを明白な形で押し切ったわけではなく、リベラルな運動推進派を巻き込んだ形で進んだために、成功したのだということがいいたかった。

ライス：ここ数年で私が得た知見とは、ひとつの歴史分析というものがもはやできないということだ。今もレナードさんと広瀬さんの例をみるように、ひとつの評価というものにもはや集約しない。

二人に共通していることは、ここ10～12年間の性教育を巡る動きから考えると、今回の法制化というのは、明らかに多くの地方教育当局や性教育担当の教師によるイニシアチブを、政府や国会が、ある特定の性教育および特定の教授方法を制限しようとした試みだということだ。

イギリスにはまだある部分民主主義は残っていて、政府や関係省庁が公表した政策文書に対して、運動側は対応が迫られた。ある人々は全面的に阻止しようとしたり、賛意を示したりいろいろであった。一番困難になったのはリベラルなグループで、全面反対か、政府と交渉して多少でも良いものにしていくのかどうかで分かれた。

武田：千葉大学の武田です。若い人々の性に対する考え方がかわってきていると思うが、イギリスではそういった変化にどのように対応して学校で教えているのか。

ライス：性的行動の変化は、まず第一に、性体験年齢が下がってきていることだ。もちろんエスニシティの違いもあるだろうが、16歳の女子は25%~30%のものが、男子では35%~40%くらいである。社会学的な知見からすれば、非常にステレオタイプでみられているが、現実の若者の間の性的志向は多様化している。それに対してどのように教育学者として対応しているかと尋ねられたわけだが、正直言ってなんら対応していない。

レナード：小学校低学年と幼稚園での性的嫌がらせについて補足したい。いじめ問題の原因の一つにセクシュアリティが登場してきているのだ。相手を罵倒するときに同性愛をほのめかす言葉を使うようになってきた。そのため学校が嫌な場所になりつつある。ところが教師はこれを上手く扱うことができない。これが問題である。男子校の方が悲惨であると思う。

武田：日本でもインターネットなどで中傷するようなことがおこっている。

ライス：答えになっているかどうか解らないが、コミュニケーション手段としての携帯電話についてはまだ問題になってはいない。14歳から18歳の「性教育」はポルノ雑誌で行われてきたが、現在はそれが低年齢化してきた。これにインターネットが加わるということだ。

レナード：日本でのポルノについて説明してもらえないか。

中西：それには答えられないので、代わりに質問を。日本でも性的嫌がらせの問題はあると思う。性教育をやる時に文化の違いに着目するべき問題があるのだろう。日本社会は同性とくつつくのが多い社会だといわれている。このような文脈において性教育を教えるというのは、学校文化とは異なるわけだから、問題を持っているのではないだろうか。なにか示唆をいただきたい。

鈴木：この点についてはどうだろうか。

安田：日本でも同じ状況にあると思う。イギリスの方がオープンだろうが、オープンでも言葉に表されないとということもあるだろう。

鈴木：文化が違うといってしまうと、ここで論議が終わることもある。しかしそれで結論にはならず、なにも明らかになっていないことが多々ある。

中西：文化のことですが、これまでの研究でも、男子校において、女子校においてという問題の立て方があるわけだが。

レナード：学校は再構築する場である。教師がどんなにリベラルであろうと、生徒がもっている文化を再構築しているわけだ。同じ政策を実行しても学校によって結果が異なる。そう言う意味では中西さんの調査は興味深かった。ポストモダンやポスト構造主義における学校文化の見方というの

は、複雑に見るということで、この立場からの調査が進んできている。しかしそうはいいながらも、こういったマイクロレベルの研究と平行して、政策分析や全国的動向などの理論化といったマクロレベルの研究も必要だ。あるいは個々の学校経営や教授方法などつなげて、これらを複雑に見ることが必要なのである。こういった見地に到達したことは、1970年代と比べてかなり評価できるのではないだろうか。

ジェンキンス：第一に、同性愛に関してはかなり論議されてきたが、トランスセクシュアルの問題は、学校で扱われているのだろうか。第二に、民族や文化の多様化に関していえば、論議の出発点として、例えばインド人のレスビアン女優といったこともあり得るだろう。こういったことをいかに学校は扱っているのだろうか。

ライス：あまりトランスセクシュアルの問題は取り上げられていません。驚くことではないでしょう。私は理科教師ですから生物学的説明は、より簡単です。また、例えば、多くの西洋社会で、誕生時に性器の形が悪いからといって手術してしまう親が何千もいたりすることには驚いてしまいます。こういうこともあるわけで、生物学で全ての性教育を行えるとは思わないので、16歳までに人格形成といったような観点も含めて性教育をすべきではないかと思う。

レナード：教師もまた多様な文化様式があるということ学ぶ時間がない。そういった意味でも教師はごく一般の市民レベルの知識しか知らない。教員養成や研修でこういったトピックを扱う時間が急激に減らされてしまった結果でもある。たとえば、セクシュアリティとかそういった情報を十分に与えられるべきだろう。そのためには教員養成の段階でこういった問題を取り上げるべきだろう。以前はこういう時間がとれたのであるが、現在は、教員養成のカリキュラムを政府が厳しく統制していてこれに当てる時間がない。これは致命的な問題である。同じ性的行動でも違う文脈ではまったく違う意味を持つからだ。下手をすれば伝統的な価値観で子供を教えるという危険性がある。たとえばフロイトに依拠してある行為に対して罪の意識が作られてきたのであって、これは歴史的文化的産物なのであるが、そういったことを知る教師が少ないのだ。こういうことを知っているのはごくわずかに限られた専門家だけである。また他方、教師の多忙化という問題があって、専門書を読む暇がないのだ。子供達が読んでいる本を読む暇もないのだ。だから、教師自身が性に関して十分訓練されていないのだ。

広瀬：多少、日本の状況についても御説明しておきたい。日本の学校教育の中でセクシュアリティの問題はこれまであまり扱われてこなかった。もちろん扱うための情報交換などが始まっている。しかしなんらかの固まったものができているわけではない。教師の間にもまだ迷いがある。2001年になって、都立学校の教師が集まって性的マイノリティの問題を話し合おうという動きがある。

第二に、よく性教育を教えることがいいのか、悪いのかという問題の立て方をそれが問題なのではないか。もちろん目の前の子供が苦しんでいる場合にはなにかしなければならぬと思う。しかしながら、制度化されれば、それぞれの子供にとって違う意味を持つということがすでに指摘されているわけで、こういう観点からすれば、どのように分析すればいいのか。国の間での文

化的差異ということだけでなく、国内でも違いがいろいろとあるわけだから、比較研究をするということに対しても、かなり配慮すべきだと思う。

鈴木：そろそろ時間が迫ってきたので、あとひとりぐらい質問を受け、それぞれのパネリストの方から最後にコメントをいただきたいと思う。

安田：日本での性教育はすでに導入されているということは指摘しておきたい。

武田：日本の文部省が性教育について教師に指導していることは、思うに、ま科学的事実、ず第一に生物学的な情報に限定すること、第二に性的志向についての多様性については触れず、一般的なレベルにとどめること、第三に、自分達自身で判断する力をつけること、この3点だと思う。

鈴木：それでは、パネリストからそれぞれ発言をいただきたい。

レナード：広瀬さんが強調されたジェンダーとセクシュアリティの相互関係というものを考えるべき点という点は重要な点だと思う。学校は常にジェンダーとセクシュアリティを再生産していることを忘れてはならない。それに対して、ロンドン大学教育大学院ではこのテーマに関するスカラシップを設置し、この問題の理論化を進めようとしているということを最後に指摘しておきたい。

ライス：先ほど話したように、他国の経験や政策をそのまま自国に持ち込むということは誤っていると思う。しかし、今回、例えば日本で得られた知見を使って、またイギリスに戻ってからの研究にいかしたいと思う。

中西：性教育の是非を論議するのではなく、同じようなことは全てにいえるだろうが、今までこだわってきた文化と違う文化があるということを知ることはショックだろうが、それを避けるのではなく、それをどう考えるかという力をつけることが大事だろうと思う。

広瀬：簡単に感想を。今回は企画を担当してみました。個人的にはゲストもいろいろ考えてみました。ジェンダーについては、かなり論議も進んだと思う。ジェンダーを使ってはいけないというわけではなく、使うべき場もあると思う。まだこれについては過度期ようだ。たとえば、行政に対してとか、様々な状態において、クリアカットにならない問題がたくさんある。ジェンダーだけでは簡単に割り切れない。ポルノグラフィについても、セクシュアリティの問題とからめて考えれば、是非論では語れないだろう。新しいコンセプトが必要であればそれをつくり出さなければならぬだろうと思う。

鈴木：通訳をされた天童さんと大田さんからなにかありますか。

天童：セクシュアリティということは新しい観点だったので新鮮であった。最後までライスさんは立場が良く解らなかった。広瀬さんのいいたかったことが正確に通訳できたのか自信がない。中西さんは教育社会学からのアプローチでとても勉強になった。

大田：企画をしたひとりとして。私自身もジェンダーだけでは捉えられない問題が教育にはあるのではないかと、セクシュアリティの問題を視野に入れるべきではないかと考えていたので広瀬さん達にお願いした。また日英教育研究フォーラムのメンバーに対して、教育学の研究アプローチは多様であるということを知ってほしいと思つての企画だった。中西さんやレナード、ライス両先生とい

う第一人者をお呼びすることができ、非常によかった。メンバーの参加はそれほど多くなかったのが残念ではあるが、公開シンポには多くの参加者をお迎えし、成功であったと思う。

鈴木：ひとこと。私の大学院生に、今ロンドンで勉強している小宮君はセクシュアリティを問題にしている。ひとつのカテゴリーで言えること、言えないことについて自覚的であれということが今回もうひとつのテーマになっていたのかと思う。突飛に聞こえるかもしれないが、19世紀末から今世紀初頭にかけて、イギリスの法哲学会で自然法の再考が論じられた。もしこの自然法を捉えなおすとすれば、もっとも自然なこと、当然であると思っていること、それ自体を捉え直すことになるわけである。つまり、今まで当然としてきた我々の前提、カテゴリーというものを見直す視点となったような気がする。

今回10周年を迎えることになったのであるが、皆さんの長期に渡る御支援と援助によってここまで続いてきたと思う。今日はどうもありがとうございました。

日英教育研究フォーラム紀要投稿規定

- 1) 投稿受付は随時とするが、最終締切は毎3月31日とする。
- 2) 投稿資格は本フォーラムの会員であること。
- 3) 論文の形式は自由であるが、表紙にタイトルと氏名を明記すること。本文は註を含め、400字詰め原稿用紙50枚以下とする。英文の場合には5000 words程度。打ち出し原稿3部のほかに、英文要約(500 words 以内)、フロッピー(テキストファイル)を提出する。論文は未発表のものに限る(口頭発表はその限りではない)。
- 4) 事務局は投稿論文を受け取り後、すみやかに3名から構成される審査委員会(うち委員長としての運営委員1名以上を含む)を設置し、論文の審査を依頼する。
- 5) 投稿論文は一切返却しない。
- 6) 審査委員会は提出された論文に対して修正を求めることができる。
- 7) 審査委員会の構成および審査過程、審査結果は公表しない。
- 8) 採用論文は本フォーラムの紀要に掲載される。

論文提出先

〒1920369 八王子市南大沢1-1 東京都立大学人文学部 大田直子気付
日英教育研究フォーラム編集担当